



長野県報

2月18日(木)
平成28年
(2016年)
第2749号

目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課）	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障がい者支援課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
基本測量の終了（建設政策課）	5
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（11件）（産業政策課サービス産業振興室）	8
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	24
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	29
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築住宅課）	29
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	29
平成27年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告（監査委員事務局）	31

長野県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
日本調剤 岡谷薬局	岡谷市本町4-11-6	平成27年11月1日
しなの調剤薬局	岡谷市本町4-11-3	平成27年11月1日
薬局マツモトキヨシ南長野運動公園店	長野市水沢上庭土地区画整理事業13街区-11	平成27年11月1日
ほていや田中薬局	松本市北深志2-3-30	平成27年11月1日
ヨシダ薬局	長野市吉田5-31-45	平成27年11月1日
AIN岡谷薬局	岡谷市本町4-11-5	平成27年11月1日
AIN本町西薬局	茅野市本町西3-4	平成27年11月1日
AIN両小野薬局	上伊那郡辰野町大字小野1290-30	平成27年11月1日
リジョイス伊那薬局	伊那市手良野口2037-4	平成27年11月1日
リジョイス諏訪薬局	諏訪市湖岸通り5-1135-11	平成27年11月1日
リジョイス茅野薬局	茅野市玉川字荒神4183-7	平成27年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
みすゞ薬局 長野市南千歳町880番地1	アイセイ薬局長野みすゞ店 長野市南千歳町880番地1	平成27年9月24日

保健・疾病対策課

長野県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
ヨシダ薬局	長野市吉田5-31-45	平成27年10月31日
飯田薬局	諏訪市諏訪2-6-8	平成27年9月30日
株式会社日医調剤ちの薬局	茅野市ちの字渋沢628-4	平成27年8月31日
AIN岡谷薬局	岡谷市本町4-11-34	平成27年10月13日

AIN本町西薬局	茅野市本町西3-4	平成27年10月31日
AIN両小野薬局	上伊那郡辰野町大字小野1290-30	平成27年10月31日
リジョイス伊那薬局	伊那市手良野口2037-4	平成27年10月31日
リジョイス諏訪薬局	諏訪市湖岸通り5-1135-11	平成27年10月31日
リジョイス茅野薬局	茅野市玉川字荒神4183-7	平成27年10月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第78号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成28年2月18日

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称	長野県知事 阿部 守一
小松 裕和	肢体不自由	佐久市臼田197番地 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	
中川 淳	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	伊那市西箕輪2758-1 老人保健施設はびろの里	
佐藤 裕信	肢体不自由	上高井郡小布施町小布施851 特定医療法人 新生病院	
薛 孝太郎	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	北安曇郡池田町池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	
和形 隆志	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	南佐久郡佐久穂町高野町328 佐久穂町立千曲病院	
永松 清志郎	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由	伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院	
中村 尚子	肢体不自由 呼吸器	塩尻市広丘高出1614-2 医療法人元山会 中村病院	
岩佐 陽一郎	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
島田 健太郎	心臓 腎臓 呼吸器	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院	
大澤 道彦	平衡 音声・言語	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	

小松 健一	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	松本市巾上9-26 社会医療法人中信勤労者医療協会 松本協立病院
-------	--------------------------	--

障がい者支援課

長野県告示第79号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
宮入 純一	松本市波田4417-180 松本市立病院	松本市井川城2-16-12 医療法人みやいりクリニック
田中 聰行	岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院	岡谷市長地小萩1-11-30 医療法人研成会 諏訪湖畔病院
古谷 力也	佐久市臼田197番地 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター
大澤 道彦	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
小松 健一	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院	松本市巾上9-26 社会医療法人中信勤労者医療協会 松本協立病院

障がい者支援課

長野県告示第80号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
柳澤 文哉	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院	平成27年12月7日

障がい者支援課

長野県告示第81号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信更町三水字氷山1256、1262の1、1263の1、字峰2882、2883のロ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第82号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（水準測量）

2 作業期間

平成27年7月17日から平成27年12月18日まで

3 作業地域

大町市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第83号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公

共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（復旧測量（基準点））

2 作業期間

平成27年12月21日から平成28年2月5日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第84号

原村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影 地図情報レベル1000）

2 作業期間

平成27年10月13日から平成28年1月29日まで

3 作業地域

諏訪郡原村

建設政策課

長野県告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
南組 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する 標柱8号から11号までを順次結ん だ線及び標柱8号と11号を昭和48 年長野県告示第137号で指定した 南組急傾斜地崩壊危険区域の境界 線に沿って結んだ線に囲まれた区 域。	長野市 " " "	篠ノ井小松原 " " "	腰村 " " "	143番1 140番 139番	8号 9号及び10号 11号

砂防課

長野県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

蕨平及び一ノ倉

2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月18日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

細尾、細尾笠子、菅沼、外味藤、柄久保、山秋、越道、大河、日時、山上条、寺尾、二丁田、神田、杖突、矢ノ尻、上条、下川、新町、牧田中、高萩、大久保、吐唄、大原、鹿道、置原、橋木、左右、柄ノ木、中村、信級宮平、栗尾、埋家、蟻之尾、味藤、鷹ノ巣、鳥立、榆ノ木、切久保、花倉、風越、曲尾、刈内、竹房、下中山、柴原、川名、高登屋、又田羅、萩野、左右礼、芦沢、上河、追沢、安用、塩本、伊切、平清水、中原、一倉田和、下石津、下中牧、岩下、柳久保及び竹ノ下

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月18日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字穂積2662番の4地先から南佐久郡佐久穂町大字穂積2613番の1地先まで	旧	m 4.4~9.6	km 0.2689
同上	新	m 7.1~12.2	km 0.2689

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡小海町大字東馬流4182番地先から南佐久郡小海町大字東馬流4132番の2地先まで	旧	m 4.2~9.3	km 0.3667
同上	新	m 6.6~9.3	km 0.3667

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上野小海線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村字山口3775番地先から南佐久郡北相木村字馬場池3461番の1地先まで	旧	m 4.2~17.9	km 0.3142
同上	新	m 6.1~17.9	km 0.3142

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月18日

長野県安曇野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 安曇野インター堀金線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市豊科田沢7522番2地先から 安曇野市豊科田沢7537番3地先まで	旧	m 14.0～31.0	km 0.2030
同上	新	m 14.0～31.0 12.0～43.0	km 0.2030 0.1800

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月18日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1(1) 路線名 川上佐久線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久穂町大字穂積2662番の4地先から
 南佐久郡佐久穂町大字穂積2613番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月18日
- 2(1) 路線名 川上佐久線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡小海町大字東馬流4182番地先から
 南佐久郡小海町大字東馬流4132番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月18日
- 3(1) 路線名 上野小海線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡北相木村字山口3775番地先から
 南佐久郡北相木村字馬場池3461番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月18日

道路管理課